

うるおいのある美しいみちづくり実施要綱

(目的)

第1条 市民と市が協働して道路の美化活動を行うことにより、うるおいのある美しいみちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 協働とは、「相互の立場や特性を認め、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向け、サービスを提供する等の協力関係」をいう。

(対象団体)

第3条 対象団体は、構成員数が10名以上の団体及び企業等とする。

(対象区域)

第4条 対象区域は、新潟市道及び新潟市が管理する国県道とする。

(活動内容)

第5条 歩道の清掃や、植樹帯の手入れ等の美化活動とする。

(募集方法)

第6条 市報やホームページ等で広報・周知をする。

(参加方法)

第7条 あらかじめ、それぞれの役割分担を事前に協議し、「うるおいのある美しいみちづくり申請書(様式1)」に「活動者名簿(様式2)」を添付して提出する。

(活動期間)

第8条 協定書を取り交わした日から年度末までとする。

(実施団体の選定)

第9条 実施団体の選定方法は、次の各号の内容を踏まえて判断する。

- (1) 申請者から団体の活動内容を聞く。(事前協議)
- (2) うるおいのある美しいみちづくり申請書の内容の精査を行ない、必要があれば、部内会議で協議・検討する。

(協定書の締結)

第10条 前条の規定により、事業の実施について適当と判断した場合、当該申請団体と協定書(様式3)を締結する。

2. 協定書には、各機関の役割分担を明記することとする。

(1) 実施団体

- ・活動計画書(様式4)、活動報告書(様式5)の提出
- ・歩道の清掃・除草、歩道に設置された植樹帯への播種・苗植等
- ・代表者は活動中に事故が発生した場合、ただちに新潟市に状況を報告
- ・活動中の事故及び第三者との紛議 等

(2) 新潟市

- ・活動場所について、地元自治会等との連絡調整
- ・事故に備えて、活動者に対するボランティア保険の加入
- ・スコップやカマ等の貸与

- ・種や苗等の支給
- ・団体名入り看板の設置
- ・活動より集めたゴミの運搬、処分等

(協定の解除)

第11条 実施団体が協定期間中に解除の申請を申し出たとき、協定書に規定する役割を果たしていないとき又は実施団体としてふさわしくないと認められたときは、新潟市は協定を解除することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定められていない事項は、新潟市と実施団体とで協議の上、決定する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月30日より施行する。

様式 1

年 月 日

新潟市長

様

団 体 名

代表者名

印

うるおいのある美しいみちづくり申請書

1. 団体の概要

団体所在地	新潟市	
会 員 数	名	
活 動 内 容		
連 絡 先	氏 名	
	住 所	新潟市
	電 話 F A X M a i l	

2. 活動概要

活 動 内 容	
活 動 期 間	協定書締結の日 ～ 年 月 日
活 動 場 所	新潟市
活動者名簿	別紙様式 2
そ の 他	

様式 2

活動者名簿

番号	氏名	性別	年齢	住所	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					

うるおいのある美しいみちづくり協定書

（目的）

第 1 条 この協定は、実施団体 _____（以下「甲」という）と新潟市（以下「乙」という）は、道路の美化について次のとおり、必要な事項を定めるものである。

（役割分担）

第 2 条 甲及び乙の役割分担は、次のとおりとする。

（１） 甲の役割

- ☐ 活動計画書、活動報告書の提出
- ☐ 除草、清掃
- ☐ 植樹帯での播種、苗植
- ☐ 代表者は活動中に事故が発生した場合、ただちに新潟市に状況を報告
- ☐ 活動中の事故及び第三者との紛議
- ☐ その他（ ）

（２） 乙の役割

- ☐ 地元自治会との連絡調整
- ☐ ボランティア保険の加入
- ☐ スコップやカマ等の貸与
- ☐ 種や苗等の支給
- ☐ 団体名入り看板の設置
- ☐ ゴミの運搬、処分等
- ☐ その他（ ）

（活動場所）

第 3 条 本協定に基づく、活動場所は次のとおりとする。

新潟市

地先

（活動期間）

第 4 条 本協定に基づく、活動期間は協定締結日から年度末までとする。

（協定の解除）

第 5 条 甲が協定期間中に解除の申請を申し出たとき、協定書に規定する役割を果たしていないとき又は実施団体としてふさわしくないと認められたときは、乙は協定を解除することができる。

（疑義の発生）

第 6 条 甲は、その活動に際し、疑義が生じたときは、乙と協議する。

（協定書）

第 7 条 甲と乙は双方この協定書に署名、捺印の上、各 1 通ずつ保管する。

年 月 日

甲 実施団体名
住 所
氏名（代表者）

印

乙 新 潟 市
住 所
新 潟 市 長

印

活動報告書

団 体 名	
活 動 場 所	
報 告 作 成 者	
報 告 日	

活動状況

日 時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分			
参加人数	人			
内 容	植樹帯 管理作業	除草、清掃		
		播種、苗植		
		その他		
	ゴミの 回収作業	量 (袋数)	可燃ゴミ	個
			不燃ゴミ	個
			缶・ビン	
		ゴミの内容	多かったもの	
			特記すべきもの	
		大型ゴミ 危険物等の 発見	(場所と措置)	
事 故 ・ ケ ガ 等	(発生の状況と措置)			
その他 気がつい たこと	(制度や道路に関して)			